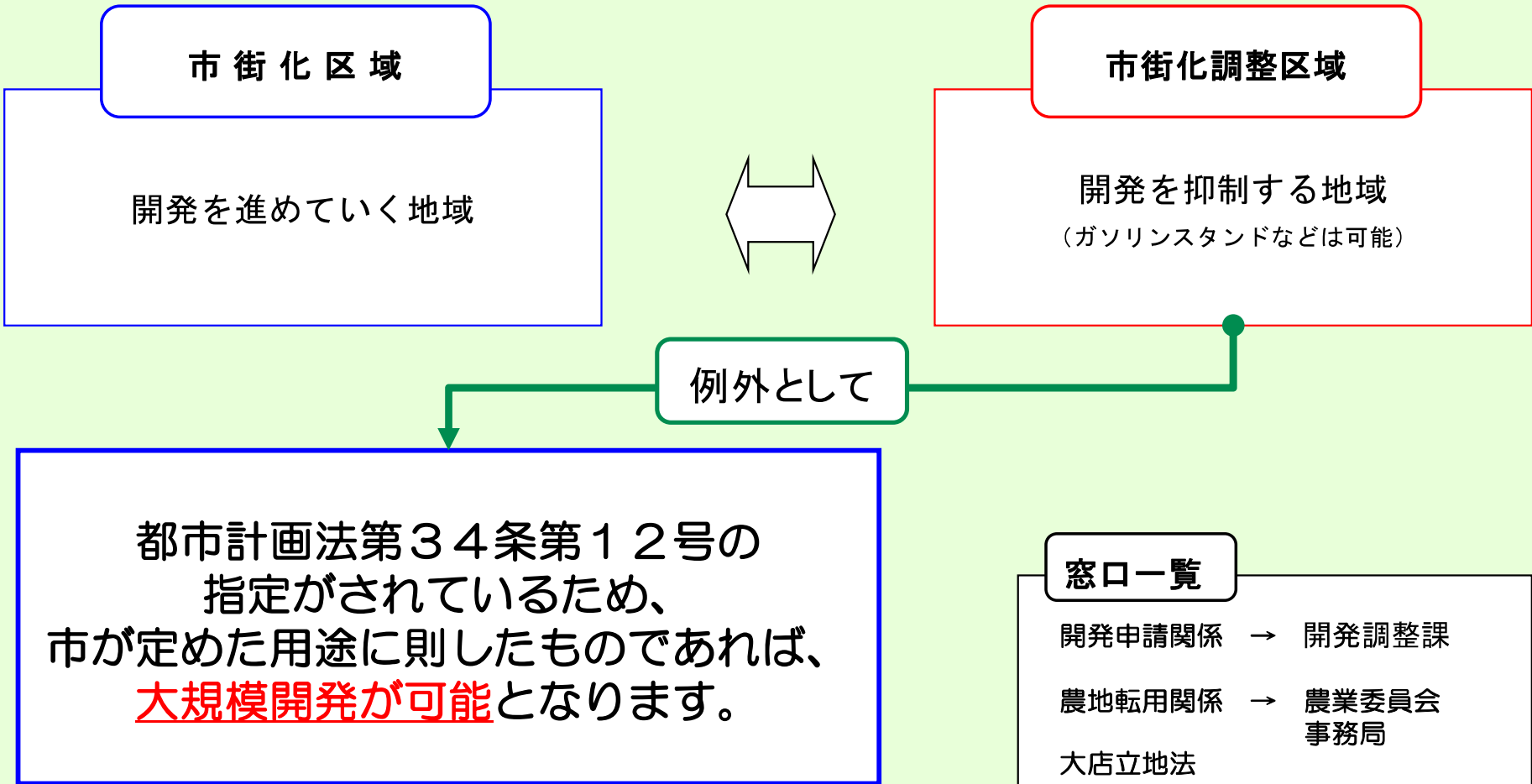


都市計画法第34条第12号

Q. 市街化調整区域は開発できないのでは？

A. 産業指定区域ならば、それが可能です。



※ 農地転用の手続は必要です。
 ※ 小売業には別途大規模集客施設に関する規制があります。